

令和5年度第2回 水戸市都市交通戦略会議全体会議

日時 令和5年8月29日（火）

午前10時～

場所 水戸市役所4階

政策会議室

会議次第

1 開会

2 協議事項

(1) 議案第2号 水戸市地域公共交通計画について…資料1

(2) 議案第3号 路線バス「(仮称)石塚・内原線」の運行について…資料2

3 その他

4 閉会

(参考資料)

- ・ 水戸市都市交通戦略会議規約
- ・ 水戸市都市交通戦略会議会長専決規程
- ・ 水戸市都市交通戦略会議財務規程

令和５年度第２回水戸市都市交通戦略会議全体会議 出席者名簿

○ 委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
茨城大学	名誉教授	金 利昭	
茨城大学工学部都市システム工学科	(教授)	(熊澤 貴之)	(欠席)
茨城大学工学部都市システム工学科	教授	平田 輝満	
東日本旅客鉄道(株)水戸支社企画総務部経営戦略ユニット	(ユニットリーダー)	(石川 健一)	(欠席)
鹿島臨海鉄道(株)	(代表取締役副社長)	(栗田 茂樹)	(欠席)
茨城交通(株)	代表取締役社長	任田 正史	
関東鉄道(株)	常務取締役	廣瀬 貢司	
関鉄グリーンバス(株)	代表取締役社長	宮野 裕司	
ジェイアールバス関東(株)水戸支店	支店長	秋山 政敏	
(一社) 茨城県バス協会	(専務理事)	(澤畠 政志)	(欠席)
(一社) 茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透	
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	会長	堀井 武重	
公募委員 (利用者等)		大川 泰弘	
公募委員 (利用者等)		小島 智史	
公募委員 (利用者等)		福田 翼	
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所	(副所長)	(石崎 睦)	(欠席)
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	國下 裕司	
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送)	仲野 俊二	
茨城県政策企画部交通政策課	課長補佐	山浦 俊一	代理出席
茨城県土木部水戸土木事務所	(所長)	(石川 昭)	(欠席)
茨城県土木部都市局都市計画課	技佐兼課長補佐 (技術総括)	佐藤 之彦	代理出席
茨城県水戸警察署	交通官	平根 英一	
水戸市市長公室	公室長	小田木 健治	
水戸市建設部	部長	大和 直文	
水戸市都市計画部	部長	太田 達彦	
茨城交通労働組合	(執行委員長)	(菅原 康弘)	(欠席)
関東鉄道労働組合	執行委員	山口 直己	代理出席
水戸商工会議所	(会頭)	(内藤 学)	(欠席)

○ 事務局

所 属	役 職	氏 名
水戸市市長公室交通政策課	課長 (事務局長)	川上 悟
	課長補佐	江幡 将行
	係長	宮内 一樹
	主幹	伊藤 大貴
	主事	川津 圭太

議案第 2 号

水戸市地域公共交通計画について

このことについて、別紙 1 に基づき、計画策定に係る協議及び計画に位置付ける施策の検討を進めることとする。

令和 5 年 8 月 29 日提出

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

水戸市地域公共交通計画策定基本方針

1 計画策定の趣旨

本市では、2014（平成 26）年 7 月に「水戸市都市交通戦略会議」を立ち上げるとともに、2016（平成 28）年 3 月に「水戸市公共交通基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、全ての人が安心して移動できる交通体系の実現に向け、施策を推進しているところです。

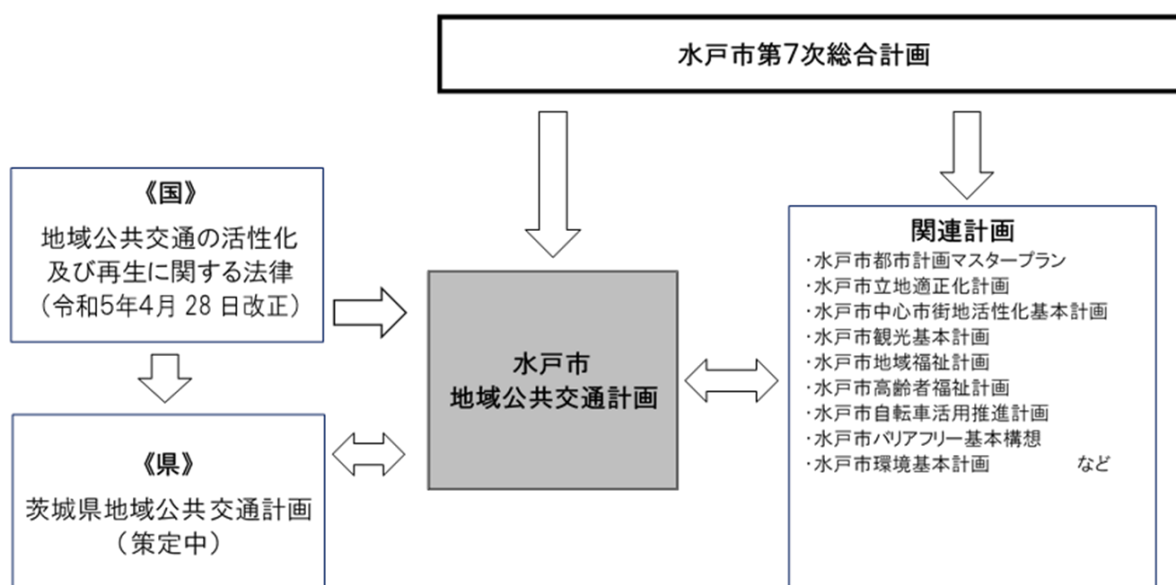
公共交通を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、公共交通の需要が激減し、感染症法上の位置付けが引き下げられた現在も、ライフスタイルの変化や深刻な運転士不足の影響から、厳しい状況が続いています。一方で、近年急速に進歩する A I などのデジタル技術の活用や、M a a S（※）の推進が、利便性の向上や事業者の経営効率化に資する取組として注目されています。

このような中、国において 2020（令和 2）年 11 月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を一部改正し、新たなモビリティサービスの普及促進等に対応する制度の創設、運行ダイヤ及び運賃等のサービス改善に係る制度の見直しが実施されました。また、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、地方公共団体における「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されました。

これらの国の動向や市民の意向、S D G s の理念等を踏まえるとともに、策定を進めている水戸市第 7 次総合計画や水戸市立地適正化計画等との整合を図りながら、地域の移動手段の確保・充実に向け、本市の地域公共交通の基本的な計画として、「水戸市地域公共交通計画」を策定するものです。

※ M a a S（Mobility as a Service）…移動者一人一人のニーズに対応して複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索、予約、決済などを一括で行うサービスのこと。

【計画の位置付け】



2 計画策定の基本的姿勢

地域の移動ニーズを踏まえながら、地域公共交通の活性化等を推進するため、次に掲げる三つの事項に重点を置き、計画を策定します。

なお、本計画は、国の指針に基づき、「まちづくり、観光振興等との一体性」、「地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの提供」、「地域特性に応じた交通サービスの組合せ」及び「住民の協力や関係者の連携」に留意するものとします。

(1) 利用しやすい公共交通

- ① 人々の移動実態に即した、効率的で利用しやすい交通ネットワークの形成に取り組みます。通勤・通学、通院、観光など、様々な人の移動を支える交通ネットワークの形成に当たっては、公共交通を積極的に活用することとし、乗り継ぎの円滑化や定時性の向上を図ります。
- ② 利用しやすい運賃設定や複数の事業者間で利用できる共通乗車券及び割引サービスの導入について検討を進めます。
- ③ AIなどのデジタル技術や、MaaS等を取り入れながら、市民はもちろんのこと、観光客など本市を初めて訪れる人にも分かりやすい情報提供の充実に取り組みます。
- ④ 公共交通の重要性や利便性についてより多くの人々に周知し、関心を高めてもらうことで、自動車利用から公共交通利用への転換を促進します。

(2) 公共交通の維持・確保

コロナ禍により利用が減少している市内を運行する路線バス並びに本市と近隣市町村を結ぶ鉄道及び広域路線バスなどの既存の公共交通を支え、交通ネットワークの維持に努めます。また、公共交通が利用しにくい郊外部において、住民が通院や買い物に不便のないよう、日常生活圏域や交通結節点までの移動手段を確保します。あわせて、自家用車を利用しにくい住民の移動についても、支援します。

(3) 人と環境にやさしい交通

ゼロカーボン・エコシティの実現を目指して、通勤・通学等における公共交通や自転車の利用を促進し、過度な自動車利用からの転換を図るほか、本市を運行する公共交通について、次世代車両への更新を促進します。また、全ての人にやさしい移動空間の創出に向け、ノンステップバスの導入率の向上を図るなど、交通バリアフリーを推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容がさまざまな分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

① 水戸市都市交通戦略会議

交通事業者や学識経験者、関係機関等で構成する水戸市都市交通戦略会議において、市民からも委員を公募し、意見を取り入れます。

② 意見公募手続（パブリックコメント）

広く市民の意見を計画に反映させるため、意見公募を実施します。

(2) 庁内組織

① 検討会議（関係課長） 基本方針（案）の策定及び計画（素案）の検討を行います。

② 政策会議 基本方針（案）及び計画（素案）の決定を行います。

③ 庁議 計画（案）に係る重要事項を審議し、計画を決定します。

5 策定スケジュール

項目	2023(令和5)年度												2024(令和6)年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
工 程	← 基本方針の整理 →			市長・副市長調整	政策会議（基本方針）	← 計画（素案）作成 →						市長・副市長調整	政策会議（意見公募）	市長・副市長調整 庁議（計画決定） 委員会報告 公表・公開 国等へ計画を送付		
庁内検討会議 （関係課長）				第一回会議								第二回会議				
都市交通戦略会議						第一回全体会議		第一回 交通体系部会	第一回 利用促進部会	第二回 交通体系部会	第二回 利用促進部会		第二回全体会議		第三回全体会議	
意見公募手続													← 意見公募 →			

水戸市地域公共交通計画に位置付ける施策 提案シート

施策名称	
実施主体 (該当するものすべてに○)	水戸市，公共交通事業者（ ），その他（ ）
施策内容	

※ 複数の施策を御提案の場合は，複写の上，シート１枚に一つの施策を記入してください。

【参考】現行計画（水戸市地域公共交通計画）重点施策の新計画（水戸市地域公共交通計画）への対応イメージ

水戸市公共交通基本計画（現行計画）

基本方針	基本施策	重点施策
1 使いやすい公共交通	1 公共交通体系の構築	① バス路線の再編
		② 都市核と拠点間を結ぶ交通ネットワークの強化
		③ 乗り継ぎダイヤの調整
	2 乗り継ぎ円滑化・定時性向上	④ バス専用レーンの規制徹底・拡充
		⑤ 優先信号システムの導入
	3 移動手段の確保	⑥ 新たな移動手段の導入
		⑦ 高齢者等に対する補助制度の充実
2 分かりやすい公共交通	1 情報提供	⑧ 共通サインシステムの導入
		⑨ インフォメーション施設の整備
		⑩ 運行状況を提供するシステムの構築
		⑪ 路線図・時刻表等の作成
	2 バスサービスの充実	⑫ バス停留所の見直し
		⑬ 運賃の見直し
		⑭ 共通乗車券・割引サービスの導入
		⑮ 高性能な車両の導入
	3 公共交通利用に対する意識・イメージの改善	⑯ モビリティ・マネジメントの実施
3 まちづくりを支える公共交通	1 人と環境にやさしい交通体系の構築	⑰ 移動空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入
		⑱ 都市景観や利用者に配慮したバス停留所施設の整備
	2 歩いて楽しめるまちなか交通の実現	⑲ コミュニティサイクル等の整備
		⑳ 国道50号の有効活用

水戸市地域公共交通計画（新計画）

基本方針	施策（案）
1 利用しやすい公共交通	(1) 利用しやすい交通ネットワークの形成 - バス路線の再編 - 運行ダイヤの調整 - 公共交通施設の改修・整備
	(2) 共通乗車券及び割引サービスの導入検討
	(3) わかりやすい情報提供の充実 - インフォメーション施設の整備 - 路線図・時刻表情報の提供 - デジタル技術の活用及びMaaSの推進
	(4) 公共交通の利用促進 モビリティ・マネジメントの実施
2 公共交通の維持・確保	(1) 交通ネットワークの維持 既存公共交通の維持・確保
	(2) 移動手段の確保 - 郊外部における移動手段の確保 - 自家用車を利用しにくい住民の移動支援
3 人と環境にやさしい公共交通	(1) 交通バリアフリーの推進 - 移動空間のバリアフリー化 - ノンステップバスの導入推進
	(2) ゼロカーボン・エコシティの実現 - 環境にやさしい車両の導入推進 - シェアサイクルの普及 - モビリティ・マネジメントの実施（再掲）

新たな施策

議案第 3 号

路線バス「(仮称) 石塚・内原線」の運行について

このことについて、別紙 2 のとおりとする。

令和 5 年 8 月 29 日 提出

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

路線バス「(仮称) 石塚・内原線」の運行について

1 趣旨

これまで「いばらき県央地域連携中枢都市圏」関連事業として、路線バス「石塚・赤塚線」を運行してきた。

この度、本市～城里町間における広域公共交通ネットワークの更なる強化を図るため、新たな路線バス「(仮称) 石塚・内原線」の運行を計画している。

当該バスをより多くの住民に利用してもらうため、道路運送法第9条第4項及び道路運送法施行規則第9条の2の規程に基づく協議運賃を適用し、片道最大500円で利用できるようにしたい。

2 運行の背景

(1) 城里町

城里町では、町民の買い物及びレジャー活動の場として、また、施設内に併設されている医療機関への通院手段として、公共交通によるイオンモール水戸内原への移動需要が高まっている。

また、町内には鉄道駅が存在せず、現在、石塚から水戸駅や赤塚駅までを結ぶ路線バスが運行しているが、特に休日における、鉄道駅への更なるアクセス手段の確保を課題としている。

(2) 水戸市

城里町と隣接する山根地区は、公共交通空白地区対策として水都（すいっと）タクシーを運行しており、かつ、既に連携中枢都市圏事業として運行中の「石塚・赤塚線」が通過しているが、依然として、市内でも公共交通の利便性が低い地区に該当する。

また、山根地区と内原地区の間に位置する加倉井町は、比較的バスが運行している双葉台地区に含まれる一方で、国道50号周辺を除き、バスの利便性が低い地域となっている。

3 運行概要

(1) 運行区間

石塚車庫～谷津三差路～イオンモール水戸内原～内原駅

(2) 運行開始予定日

令和6年4月6日（土曜日）

(3) 運行日

土曜日、日曜日及び祝日

※ お盆期間及び年末年始も運行

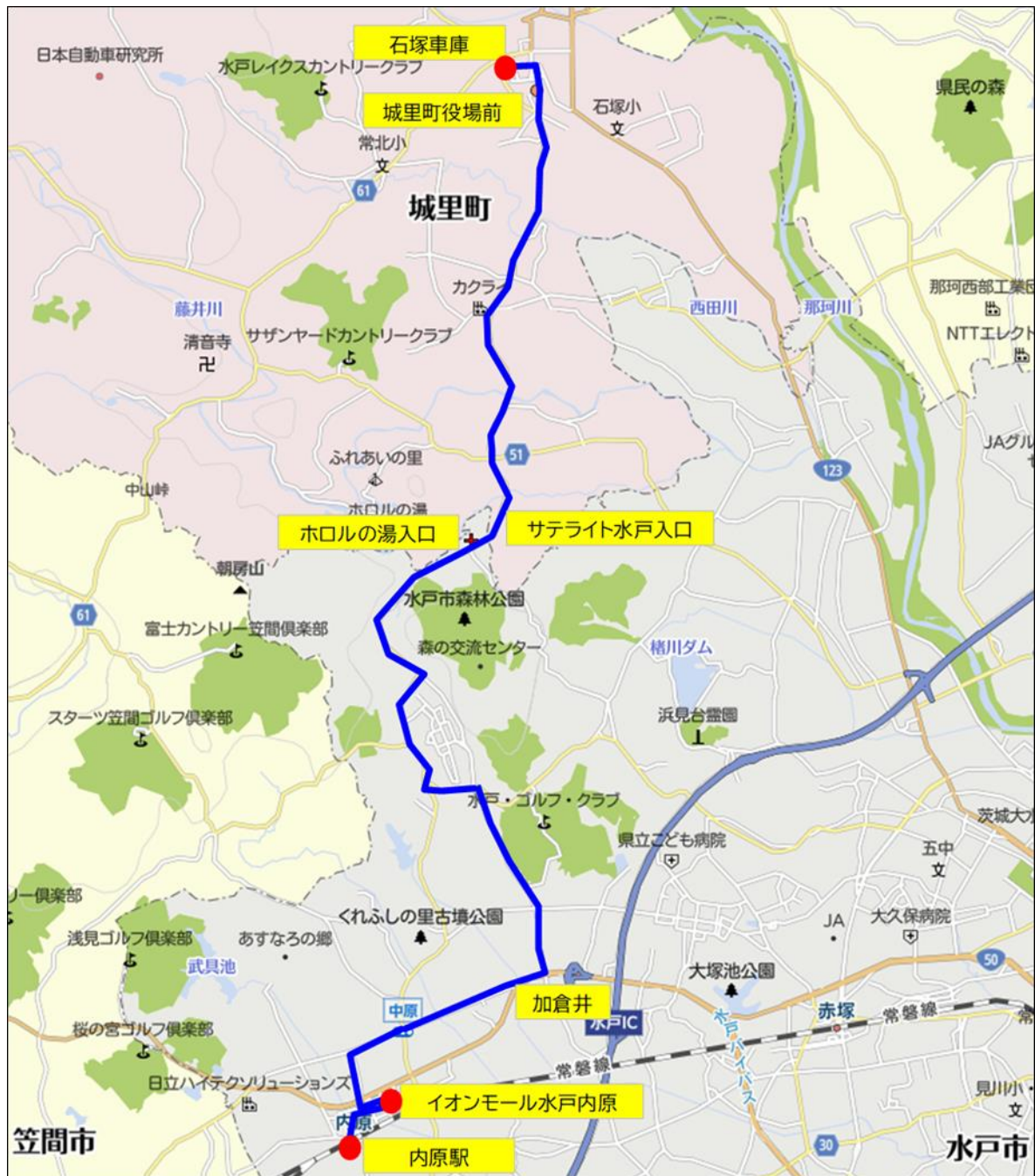
(4) 運行本数

- ・ 往路（石塚車庫→谷津三差路→イオンモール水戸内原→内原駅）3本
- ・ 復路（内原駅→イオンモール水戸内原→谷津三差路→石塚車庫）3本

(5) 運行事業者

茨城交通株式会社

(6) 運行ルート



(7) 運賃表

協議運賃を適用し、片道500円を上限運賃として運行したい。

なお、杉崎南～イオンモール水戸内原間及びイオンモール水戸内原～内原駅間は、既存系統の運賃に準拠し、片道100円とする。

(単位:円)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(8) 時刻表及びバス停留所一覧

■石塚車庫→イオンモール水戸内原・内原駅

停留所名		通過予定時刻		
1	石塚車庫	9:30	11:30	14:00
2	石塚十文字	9:30	11:30	14:00
3	石塚本町	9:30	11:30	14:00
4	城里町役場前	9:31	11:31	14:01
5	常北中学校入口	9:31	11:31	14:01
6	北米	9:32	11:32	14:02
7	石原	9:34	11:34	14:04
8	磯野入口	9:34	11:34	14:04
9	増井	9:35	11:35	14:05
10	関根	9:36	11:36	14:06
11	小松農業倉庫前	9:37	11:37	14:07
12	小松	9:38	11:38	14:08
13	サテライト水戸入口	9:40	11:40	14:10
14	森林公園西口	9:41	11:41	14:11
15	ホロルの湯入口	9:42	11:42	14:12
16	木葉下	9:43	11:43	14:13
17	香取神社前	9:44	11:44	14:14
18	金山	9:45	11:45	14:15
19	みか野	9:46	11:46	14:16
20	谷津	9:47	11:47	14:17
21	谷津三差路	9:48	11:48	14:18
22	中山	9:49	11:49	14:19
23	水戸ゴルフクラブ入口(新設)	9:53	11:53	14:23
24	妙徳寺前(新設)	9:55	11:55	14:25
25	加倉井(新設)	9:56	11:56	14:26
26	大足火の見下	9:58	11:58	14:28
27	大足	9:59	11:59	14:29
28	中原	10:01	12:01	14:31
29	石塚街道	10:02	12:02	14:32
30	杉崎十文字	10:03	12:03	14:33
31	杉崎南	10:04	12:04	14:34
32	イオン水戸内原	10:06	12:06	14:36
33	内原駅	10:08	12:08	14:38

■内原駅・イオンモール水戸内原→石塚車庫

停留所名		通過予定時刻		
1	内原駅	10:22	12:55	16:10
2	イオン水戸内原	10:24	12:57	16:12
3	杉崎南	10:26	12:59	16:14
4	杉崎十文字	10:27	13:00	16:15
5	石塚街道	10:28	13:01	16:16
6	中原	10:29	13:02	16:17
7	大足	10:31	13:04	16:19
8	大足火の見下	10:32	13:05	16:20
9	加倉井(新設)	10:34	13:07	16:22
10	妙徳寺前(新設)	10:35	13:08	16:23
11	水戸ゴルフクラブ入口(新設)	10:37	13:10	16:25
12	中山	10:41	13:14	16:29
13	谷津三差路	10:42	13:15	16:30
14	谷津	10:43	13:16	16:31
15	みか野	10:44	13:17	16:32
16	金山	10:45	13:18	16:33
17	香取神社前	10:45	13:18	16:33
18	木葉下	10:46	13:19	16:34
19	ホロルの湯入口	10:47	13:20	16:35
20	森林公園西口	10:48	13:21	16:36
21	サテライト水戸入口	10:49	13:22	16:37
22	小松	10:50	13:23	16:38
23	小松農業倉庫前	10:51	13:24	16:39
24	関根	10:52	13:25	16:40
25	増井	10:53	13:26	16:41
26	磯野入口	10:53	13:26	16:41
27	石原	10:54	13:27	16:42
28	北米	10:56	13:29	16:44
29	常北中学校入口	10:57	13:30	16:45
30	城里町役場前	10:58	13:31	16:46
31	石塚本町	10:58	13:31	16:46
32	石塚十文字	10:58	13:31	16:46
33	石塚車庫	11:00	13:33	16:48

4 その他

本路線に係る軽微な事項の変更については、書面による報告により、会議の議決に代えることができるものとする。

【参考】

道路運送法

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

二 （略）

三 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

四 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調ったときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。